

法務省民商第1095号  
平成18年4月25日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本年5月1日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、整備法第136条第3項又は第6項の規定によりなお従前の例によることとされる商号の仮登記に関する事務の取扱いについては、なお従前の例によることとします。

記

目次中「 - 第60条」を削り、「第61条 - 第64条」を「第58条 - 第61条」に、「第65条 - 第74条」を「第62条 - 第68条」に、「第75条」を「第69条」に、「第76条 - 第80条」を「第70条 - 第74条」に、「第81条 - 第85条」を「第75条 - 第79条」に、「第86条 - 第88条」を「第80条 - 第82条」に改める。

第7条(2)中「有限会社」を「特例有限会社」に改め、同条(3)中「合資会社」の下に「，合同会社」を加える。

第8条（見出しを含む。）中「類似商号検索用ファイル」を「商号検索用ファイル」に改め、同条第2項中「（仮登記に係る商号を含む。）」を削る。

第13条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第14条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第21条中「第78条の2第2項及び第3項」を「第81条第2項及び第3項」に改める。

第22条中「及び第9項」を「，第9項及び第10項」に、「書面」を「規定によ

り提出された書面」に改める。

第35条第1項中「事項ほか」を「事項のほか」に改め、同項(1)を削り、同項(2)中「(商号の仮登記を含む。)」を削り、同項(2)を同項(1)とし、同項(3)中「(商号の仮登記を含む。)」を削り、「第108条第2項」を「第133条第2項」に改め、同項(3)を同項(2)とし、同項(4)中「(商号の仮登記を含む。)」を削り、同項(4)を同項(3)とし、同項(5)中「商法(明治32年法律第48号)第31条」を「法第33条」に改め、同項(5)を同項(4)とし、同項(6)中「商法第31条」を「法第33条」に改め、同項(6)を同項(5)とし、同項(7)中「役員」の下に「、会計監査人」を加え、同項(7)を同項(6)とする。

第40条第1項中「商号」の下に「若しくは名称」を加える。

第44条第1項中「第56条の2第1項」を「第49条第1項」に改める。

第46条第2項中「第9条第5項第2号及び第4号」を「第9条第5項第3号、第5号及び第7号」に改める。

第49条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「又は」の下に「商号若しくは」を加え、同項を同条第6項とし、同条第8項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

第53条第8項中「第58条第3項」を「第52条第3項」に改める。

第54条第7項中「第83条」を「第77条」に、「第82条」を「第76条」に改める。

第58条から第60条までを削る。

第61条第1項中「合名会社」を「株式会社」に改め、同条第2項中「第58条第2項」を「第52条第2項」に改め、同条第3項中「第58条第2項」を「第52条第2項」に、「第21条」を「法第21条」に改め、同条第4項中「第58条第3項」を「第52条第3項」に改め、第5項中「第58条第3項」を「第52条第3項」に、「第33号」を「第32号」に改め、第5章第5節中同条を第58条とする。

第62条の見出しを「(合併等の登記)」に改め、同条中「合名会社について合併による変更又は設立の登記及び合併による解散の登記」を「法第82条第3項、第87条第2項又は第91条第2項に規定する登記」に改め、同条を第59条とする。

第63条の見出し中「支店設置」を「本店移転等」に改め、同条第1項中「合名会社が」を「株式会社が本店移転の登記をする場合又は」に改め、同条第2項中「合名会社の本店移転又は」を「株式会社の」に改め、同条を第60条とする。

第64条中「合資会社、株式会社及び有限会社」を「合名会社、合資会社及び合同会社」に改め、同条を第61条とする。

第5章第6節中第65条を第62条とし、第66条を第63条とする。

第67条中「第108条第1項」を「第133条第1項」に、「第34号」を「第

33号」に改め、同条を第64条とする。

第68条第1項中「第108条第2項」を「第133条第2項」に、「第35号」を「第34号」に改め、同条第2項中「第36号」を「第35号」に改め、同条第3項中「第108条第2項」を「第133条第2項」に改め、同条を第65条とする。

第69条第1項中「第65条本文及び第66条」を「第62条本文及び第63条」に、同条第2項中「第112条」を「第137条」に、「第113条第3項」を「第138条第3項」に改め、同条を第66条とする。

第70条第1項中「第110条第1項」を「第135条第1項」に、「第37号」を「第36号」に改め、同条第2項中「第110条第1項」を「第135条第1項」に、「第38号」を「第37号」に改め、同条第3項中「第110条第2項」を「第135条第2項」に、「第39号」を「第38号」に改め、同条第4項中「第111条」を「第136条」に、「第40号」を「第39号」に、「第41号」を「第40号」に改め、同条第7項中「第113条第2項」を「第138条第2項」に、「第42号」を「第41号」に改め、同条第8項中「第68条第3項」を「第65条第3項」に改め、同条を第67条とする。

第71条中「(法第37条第2項において準用する場合を含む。)」及び「又は仮登記」を削り、同条を第68条とする。

第72条から第74条までを削る。

第6章中第75条を第69条とする。

第76条中「第115条」を「第143条」に改め、第7章中同条を第70条とする。

第77条第1項中「第116条」を「第144条」に改め、同条第2項中「第79条第1項」を「第73条第1項」に改め、同条第3項中「第116条」を「第144条」に、「第44号」を「第42号」に改め、同条第5項中「第45号」を「第43号」に改め、同条を第71条とする。

第78条第1項中「第117条」を「第145条」に、「第46号」を「第44号」に改め、同条を第72条とする。

第79条第2項中「第47号」を「第45号」とし、同条を第73条とする。

第80条を第74条とする。

第81条第1項中「第48号」を「第46号」に改め、同条第2項中「第49号」を「第47号」に改め、第8章中同条を第75条とする。

第82条第1項中「第50号」を「第48号」に改め、同条第2項及び第3項中「第51号」を「第49号」に改め、同条を第76条とする。

第83条第1項中「第52号」を「第50号」に改め、同条第2項中「第53号」を「第51号」に改め、同条を第77条とする。

第84条第2項中「第82条第2項及び第3項」を「第76条第2項及び第3項」に改め、同条を第78条とする。

第85条第1項中「第83条第2項」を「第77条第2項」に改め、同条を第79条とする。

第86条第1項中「第54号」を「第52号」に改め、第9章中同条を第80条とする。

第87条第1項中「第55号」を「第53号」に改め、同条を第81条とする。

第88条を第82条とする。

別記第 1 号様式を次のように改める。  
別記第 1 号様式（第 2 条第 2 項関係）

			日記第	号
			平成	年 月 日
法務局	出張所			
登記官		殿		
			法務局	出張所
			登記官	
				職印
			移	送
			書	
平成	年	月	日	管轄転属により別紙目録記載の登記記録等を貴出張所に 移送します。

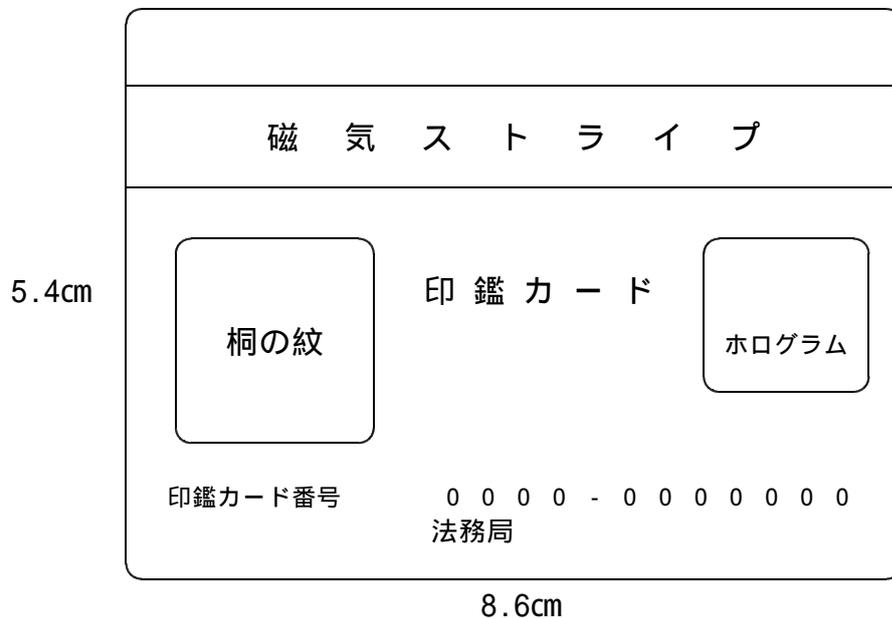






別記第 8 号様式を次のように改める。  
別記第 8 号様式（第 1 2 条第 1 項関係）

（表面）



< 注意事項 >

- 1 このカードは、正当な所持人がこのカードで特定される印鑑を提出した者であることを証明するものです。
- 2 印鑑証明書の交付を請求するときは、必ずこの印鑑カードを提出してください。印鑑カードの提出がないと、印鑑証明書の交付が受けられません。
- 3 この印鑑カードをなくしたときは、速やかに亡失による印鑑カード廃止届をしてください。
- 4 印鑑の廃止等により、印鑑カードが不要になったときは、必ず、この印鑑カードを登記所にお返してください。
- 5 この印鑑カードを保有する代表者が変更した場合には、新代表者は、この印鑑カードを引き継ぐことができます。

本人識別欄

- （注）
- 1 プラスチック製カードとする。
  - 2 印鑑カード番号は、4桁の庁名符号と7桁の印鑑番号とする。

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式(第13条第4項,第15条第1項第5号,第6号,第11号関係)

登 記 帳 簿			
年度			
保存簿 番 号	第 号	保 存 終 期	平成 年 月 日
名 称			
庁 名			
		法務局	出張所



別記第 2 6 号様式を次のように改める。  
別記第 2 6 号様式（第 4 8 条第 2 項関係）

			日記第	号
			平成	年 月 日
法務局	出張所	御中		
			法務局	出張所
			登記官	職印
嘱 託 書				
商業登記法第 2 3 条の 2 第 2 項の規定により，下記のとおり本人確認の調査を嘱託します。				
記				
1	本人確認を要する申請人又はその代表者若しくは代理人の氏名又は商号若しくは名称			
2	申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由の概要			
3	添付書面の表示			

別記第27号様式を次のように改める。  
別記第27号様式（第49条第2項関係）

不正登記防止申出書			
申出年月日	年 月 日	申出番号	
申出人の表示	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在場所  氏名又は商号若しくは名称 ⑩ 登記の申請人となるべき者 その他（ ）  連絡先（自宅・携帯・勤務先） （ ）		
代理人の表示	住 所  氏名又は名称 ⑩  連絡先（自宅・携帯・勤務先） （ ）		
委任による代理人による理由	別添委任状に記載の理由により，申出人が登記所に出頭できない。		
商号（名称）等			
営 業 所			
申出の事由	年 月 日ころ，（申出人） の が，盗難にあった 不正に交付された その他（ ）ため，不正な登記の申請がされるおそれがあるので， 上記会社・法人等について登記の申請があった場合は，連絡願います。		
被害届・告訴の有無等	有（平成 年 月 日被害届・告訴 警察署） 無		
対応期間	申出の日から3か月（平成 年 月 日まで）		
上記のとおり申出します。  法務局（地方法務局） 支 局 御中 出張所			

別記第 28 号様式を次のように改める。

別記第 28 号様式（第 49 条第 6 項関係）

申 出 年月日	申出 番号	商号，未成年者， 若しくは支配人の氏名 又は後見人の氏名 若しくは商号若しくは名称	本店又は営業所若しくは 支配人を置いた営業所	申出者の氏名 又は商号 若しくは名称	本人確認調査 の要否	備 考

別記第30号様式を次のように改める。  
別記第30号様式（第53条第3項関係）

日記第	号
決 定	
住 所 申請人	
<p>平成 年 月 日受付第 号 登記申請事件は、・・・・・・ので、 商業登記法第24条第 号（又は第33条第4項）の規定により却下します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（商業登記法第142条）。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。</p>	
平成 年 月 日	
法務局 登記官	出張所 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">職印</div>

- （注）1 却下理由は、具体的かつ詳細に記載すること。  
2 年月日は、決定書作成の日を記載すること。

別記第31号様式を次のように改める。  
別記第31号様式（第54条第8項関係）

一 部 取 下 げ

別記第 3 2 号様式を削る。

別記第 3 3 号様式を次のように改め，同様式を第 3 2 号様式とする。

別紙第 3 2 号様式（第 5 8 条第 5 項関係）

		日記第	号
		平成	年 月 日
法務局	出張所		
登記官	殿		
		法務局	出張所
		登記官	職印
通 知 書			
下記のとおり本店移転の登記を完了（又は登記を却下）したので，商業登記法第 5 2 条第 3 項の規定により通知します。			
記			
1	商	号	
2	旧	本	店
3	新	本	店
4	旧本店所在地における申請書の受付の年月日及び番号		
5	新所在地での登記（又は却下）年月日		

別記第 3 4 号様式を次のように改め，同様式を第 3 3 号様式とする。  
別記第 3 3 号様式（第 6 4 条関係）

日記第	号				
通 知 書					
商号，未成年者若しくは支配人の氏名又は 後見人の氏名若しくは商号若しくは名称					
本店（支店）又は営業所若しくは 支配人を置いた営業所					
登記の種類					
受付 の 年 月 日 号	受付 番 号	平成	年	月	日 第 号
錯 誤 遺 漏 事 項					
通知の事由		商業登記法第 1 3 3 条第 1 項			
<p>上記のとおり<sup>錯誤</sup>を<sup>遺漏</sup>発見したので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">法務局 出張所 登記官</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</div>					

別記第 3 5 号様式を次のように改め，同様式を第 3 4 号様式とする。  
別記第 3 4 号様式（第 6 5 条第 1 項関係）

	日記第	号
	平成 年 月 日	
法務局長	殿	
	法務局 出張所	
	登記官	職印
登記更正許可申出書		
下記のとおり登記官の過誤（又は遺漏）があることを発見したので，更正につき許可されるよう商業登記法第 1 3 3 条第 2 項の規定により登記事項証明書を添えて申し出ます。		
記		
1	商号，未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
2	本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	
3	登記の種類	
4	受付の年月日及び受付番号	
5	更正を要する登記事項	
	「            」とあるのを「            」と更正	

別記第36号様式を次のように改め，同様式を第35号様式とする。  
別記第35号様式（第65条第2項関係）

日記第	号
法務局 出張所 登記官	
(不) 許 可 書	
平成 年 月 日付け日記第 号をもって申出のあった登記の更正の 件は，下記のとおり許可する（又は (不許可の理由を記載すること) により許 可しない）。	
平成 年 月 日	
法務局長	職印
記	
1 商号，未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	
3 更正すべき事項	
平成 年 月 日受付第 号 登記事項中「 」とあるのを「 」と更正（又は「 」の事項を追加更正）	

別記第37号様式を次のように改め、同様式を第36号様式とする。  
 別記第36号様式（第67条第1項関係）

職 権 抹 消 調 書	
日 記 第            号 平 成   年   月   日	
（地方）法務局      （支局（出張所））	
登記官	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">職印</div>
商号，未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	
根拠条文	
商業登記法第24条第1号 商業登記法第24条第2号 商業登記法第24条第3号 商業登記法第24条第5号 商業登記法第134条第1項第2号	
抹消する登記	
受 付 年 月 日 受 付 番 号	
抹 消 す べ き 登 記 事 項	
抹消する理由	

別記第 3 8 号様式を次のように改め，同様式を第 3 7 号様式とする。  
別記第 3 7 号様式（第 6 7 条第 2 項関係）

		日記第	号
		平成	年 月 日
殿			
		法務局 出張所	
		登記官	職印
通 知 書			
商号，未成年者若しくは支配人の氏名又は 後見人の氏名若しくは商号若しくは名称			
本店（支店）又は営業所若しくは支配 人を置いた営業所			
抹消する登記の受付の年月日及び受付 番号			
抹消すべき登記事項			
<p>上記の登記は，（理由を具体的に記載すること。）により許されないので， 平成 年 月 日までに異議の申立てがないときは，これを抹消します。 商業登記法第 1 3 5 条第 1 項の規定により通知します。</p>			

別記第 3 9 号様式を次のように改め，同様式を第 3 8 号様式とする。  
別記第 3 8 号様式（第 6 7 条第 3 項関係）

公 告

本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所商号，未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称

上記に係る平成 年 月 日受付第 号で登記した 登記は，  
により商業登記法第 1 3 4 条第 1 項第 号に該当することを発見したので，本公告掲載の日から 日以内に異議の申立てがないときは，その登記を抹消する。

商業登記法第 1 3 5 条第 2 項の規定により公告する。

平成 年 月 日

法務局 出張所

別記第 40 号様式を次のように改め，同様式を第 39 号様式とする。  
別記第 39 号様式（第 67 条第 4 項関係）

日記第	号
決 定	
住 所	
異議申立人	
下記につき，平成 年 月 日受付第 号の 登記の抹消について，平成 年 月 日付けで異議の申立てがりましたが，その異議は，（理由を具体的に記載すること。）により理由がないので，これを却下します。	
なお，この処分不服があるときは，いつでも，当職を経由して，何法務局長（又は地方法務局長）に対し，審査請求をすることができます（商業登記法第 142 条）。	
おって，この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には，この処分の通知を受けた日から 6 月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），提起しなければなりません（なお，処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても，処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし，処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する判決の送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。	
平成 年 月 日	
法務局 出張所	
登記官	職印
記	
1 商号，未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	

別記第41号様式を次のように改め，同様式を第40号様式とする。  
別記第40号様式（第67条第4項関係）

日記第	号
決 定	
住 所 異議申立人	
<p>下記につき，平成 年 月 日受付第 号をもって登記した 登記 は， により商業登記法第134条第1項第 号に該当するから，その登記を抹 消する旨平成 年 月 日通知をしたところ，平成 年 月 日付け をもって上記申立人より異議の申立てがあったが，その異議は，理由あるものと認 める。</p> <p>よって，上記の登記は，抹消しないものとする。</p>	
平成 年 月 日	
法務局 出張所 登記官	職印
記	
1 商号，未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	

別記第42号様式を次のように改め，同様式を第41号様式とする。  
別記第41号様式（第67条第7項関係）

		日記第	号
		平成	年 月 日
法務局	出張所		
登記官		殿	
	法務局	出張所	
	登記官		職印
	通	知	書
	被通知登記所管内支店所在番地		
		株式会社	
平成	年	月	日
受付第		号の	登記は，商業登記法第134条第
1項第		号に該当することを発見し，平成	年
		月	日その登記を抹消した
ので，			商業登記法第138条第2項の規定により通知する。

別記第 4 3 号様式を削る。

別記第 4 4 号様式を次のように改め，同様式を第 4 2 号様式とする。

別記第 4 2 号様式（第 7 1 条第 3 項関係）

日記第	号
平成 年 月 日	
殿	
法務局 出張所	
登記官	職印
通 知 書	
下記の平成 年 月 日受付第 号の 登記申請事件に関してされた審査請求は，理由があるものと認め，下記のと通りの処分をしたので，通知します。	
記	
1 商号，未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	
3 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）	

別記第45号様式中「第77条第5項関係」を「第71条第5項関係」に改め、同様式を第43号様式とする。

別記第46号様式中「第78条第1項関係」を「第72条第1項関係」に改め、同様式を第44号様式とする。

別記第47号様式中「第79条第2項関係」を「第73条第2項関係」に改め、同様式を第45号様式とする。

別記第48号様式中「第81条第1項関係」を「第75条第1項関係」に改め、同様式を第46号様式とする。

別記第49号様式中「第81条第2項関係」を「第75条第2項関係」に改め、同様式を第47号様式とする。

別記第50号様式中「第82条第1項関係」を「第76条第1項関係」に改め、同様式を第48号様式とする。

別記第51号様式中「第82条第2項，第3項関係」を「第76条第2項，第3項関係」に改め、同様式を第49号様式とする。

別記第52号様式中「第83条第1項関係」を「第77条第1項関係」に改め、同様式を第50号様式とする。

別記第53号様式中「第83条第2項関係」を「第77条第2項関係」に改め、同様式を第51号様式とする。

別記第54号様式中「第86条第1項関係」を「第80条第1項関係」に改め、同様式を第52号様式とする。

別記第55号様式を次のように改め、同様式を第53号様式とする。  
別記第53号様式（第81条第1項関係）

（商業）

地方裁判所 御中 支 部	日記（過料）第 号 平成 年 月 日
法務局 出張所 登記官	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">職印</div>
通 知	
下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、商業登記規則第118条の規定により通知します。	
記	
登記申請の年月日 受付番号	平成 年 月 日 第 号
違反事項の要旨	別紙のとおり ① 選任懈怠 ② 登記懈怠
該 当 法 条	1. 会社法第976条第22号 2. 会社法第915条第1項 3. 会社法第976条第1号
違反者の資格及び氏名・住所	
本 店 商 号 代表取締役の 氏名・住所	別紙のとおり

（注）過料事件通知書には、別紙として履歴事項一部証明書を添付する。

(法人)

日記(過料)第 号  
平成 年 月 日

地方裁判所 御中  
支部

法務局 出張所  
登記官

職印

通 知

下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、法人登記規則第7条において準用する商業登記規則第118条の規定により通知します。

記

登記申請の年月日 受付番号	平成 年 月 日 第 号
違反事項の要旨	別紙のとおり 1 選任懈怠 2 登記懈怠
該 当 法 条	
違反者の資格及び氏名・住所	
主たる事務所 ・本店 名称・商号  代表者の資格 及び氏名・住所	別紙のとおり

(注) 通知本文中、法人登記規則第7条以外の規則において準用する場合は、該当規則を修正する。

登記事項証明書記載例 1 を次のように改める。  
 登記事項証明書記載例 1

現在事項全部証明書

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号  
 第一電気機器株式会社  
 会社法人等番号 0000-00-000000

商号	第一電器株式会社	
	第一電気機器株式会社	平成25年 6月 1日変更 ----- 平成25年 6月 5日登記
本店	東京都中央区京橋一丁目1番1号	
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	平成25年 6月 1日移転 ----- 平成25年 6月 5日登記
公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<a href="http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html">http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html</a>	平成25年 6月 1日設定 ----- 平成25年 6月 5日登記
会社成立の年月日	平成23年 6月 1日	
目的	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 平成25年 6月 1日変更 平成25年 6月 5日登記	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	4000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号  
 第一電気機器株式会社  
 会社法人等番号 0000-00-000000

役員に関する事項	取締役 甲野太郎	平成25年6月1日重任 ----- 平成25年6月5日登記
	取締役 乙野次郎	平成25年6月1日重任 ----- 平成25年6月5日登記
	取締役 丙野五郎	平成25年6月1日重任 ----- 平成25年6月5日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 甲野太郎	平成25年6月1日重任 ----- 平成25年6月5日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 乙野次郎	平成25年6月1日重任 ----- 平成25年6月5日登記
	監査役 丁野六郎	平成25年6月1日重任 ----- 平成25年6月5日登記
	監査役 戊野七郎 (社外監査役)	平成25年6月1日重任 ----- 平成25年6月5日登記
	監査役 戊野八郎 (社外監査役)	平成25年6月1日重任 ----- 平成25年6月5日登記
存続期間	会社成立の日から満50年	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成 年 月 日  
 法務局 出張所  
 登記官



登記事項証明書記載例 2 を次のように改める。  
 登記事項証明書記載例 2

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 1 号  
 第一電気機器株式会社  
 会社法人等番号 0000-00-000000

商号	第一電器株式会社	
	第一電気機器株式会社	平成 25 年 6 月 1 日変更 ----- 平成 25 年 6 月 5 日登記
本店	東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号	
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 1 号	平成 25 年 6 月 1 日移転 ----- 平成 25 年 6 月 5 日登記
公告をする方法	当社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<a href="http://www.dai-ichi-enki.co.jp/kessan/index.html">http://www.dai-ichi-enki.co.jp/kessan/index.html</a>	平成 23 年 6 月 10 日設定 ----- 平成 23 年 6 月 15 日登記
会社成立の年月日	平成 23 年 6 月 1 日	
目的	<u>1. 家庭電器用品の製造及び販売</u> <u>2. 家具、什器類の製造及び販売</u> <u>3. 光学機械の販売</u> <u>4. 前各号に附帯する一切の業務</u>	
	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 平成 25 年 6 月 1 日変更      平成 25 年 6 月 5 日登記	
単元株式数	100 株	
発行可能株式総数	4000 株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000 株	
資本金の額	金 1000 万円	

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。		
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。		
役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎	
	取締役	甲 野 太 郎	平成25年 6月 1日重任 ----- 平成25年 6月 5日登記
	取締役	乙 野 次 郎	
	取締役	乙 野 次 郎	平成25年 6月 1日重任 ----- 平成25年 6月 5日登記
	取締役	丙 野 五 郎	
	取締役	丙 野 五 郎	平成25年 6月 1日重任 ----- 平成25年 6月 5日登記
	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目10番2号 代表取締役 甲 野 太 郎		
	代表取締役	甲 野 太 郎	平成25年 6月 1日重任 ----- 平成25年 6月 5日登記
	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目10番1号 代表取締役 乙 野 次 郎		
	代表取締役	乙 野 次 郎	平成25年 6月 1日重任 ----- 平成25年 6月 5日登記
	監査役	丁 野 六 郎	
	監査役	丁 野 六 郎	平成25年 6月 1日重任 ----- 平成25年 6月 5日登記
	監査役 (社外監査役) 戊 野 七 郎		
	監査役 (社外監査役)	戊 野 七 郎	平成25年 6月 1日重任 ----- 平成25年 6月 5日登記

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号  
第一電気機器株式会社  
会社法人等番号 0000-00-000000

	<u>監査役</u> 戊野八郎 ( <u>社外監査役</u> )	
	監査役 戊野八郎 (社外監査役)	平成25年 6月 1日重任 ----- 平成25年 6月 5日登記
存続期間	会社成立の日から満50年	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成 年 月 日  
法務局 出張所  
登記官



商業登記等事務取扱手続準則新旧対照条文

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章(略)</p> <p>第5章 登記手続</p> <p>第1節～第3節(略)</p> <p>第4節 商号の登記(第57条)</p> <p>第5節 会社の登記(第58条 - 第61条)</p> <p>第6節 登記の更正及び抹消(第62条 - 第68条)</p> <p>第6章 オンライン登記申請等(第69条)</p> <p>第7章 審査請求(第70条 - 第74条)</p> <p>第8章 登録免許税(第75条 - 第79条)</p> <p>第9章 雑則(第80条 - 第82条)</p> <p>第3章 登記簿等</p> <p>第6条(略)</p> <p>(会社法人等番号)</p> <p>第7条 次に掲げる会社等につき新たに登記記録を起こしたときは、登記所及び次の各号に掲げる会社等に係る登記簿の種類区分ごとに、登記記録を起こした順序に従って、当該登記記録に最大6桁の会社法人等番号を付するものとする。</p> <p>(1) 株式会社</p> <p>(2) 特例有限会社</p> <p>(3) 合名会社，合資会社，合同会社及び外国会社</p> <p>(4) 商号，支配人，未成年者及び後見人</p> <p>(商号検索用ファイルの調製等)</p> <p>第8条 登記所には、磁気ディスクをもって調製する商号検索用ファイルを備える。</p> <p>2 商号検索用ファイルには、登記した商号を記録しなければならない。この場合において、当該記録は、登記申請の調査の際に当該商号を片仮名(ローマ字その他の符号を用いた商号(以下「ローマ字商号」という。))のローマ字部分については、ローマ字)で入力したものを意味のある最小単位に分割して、記録するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>(同左)</p> <p>第5章 登記手続</p> <p>(同左)</p> <p>第4節 商号の登記(第57条 - 第60条)</p> <p>第5節 会社の登記(第61条 - 第64条)</p> <p>第6節 登記の更正及び抹消(第65条 - 第74条)</p> <p>第6章 オンライン登記申請等(第75条)</p> <p>第7章 審査請求(第76条 - 第80条)</p> <p>第8章 登録免許税(第81条 - 第85条)</p> <p>第9章 雑則(第86条 - 第88条)</p> <p>第3章 登記簿等</p> <p>(同左)</p> <p>(会社法人等番号)</p> <p>第7条 次に掲げる会社等につき新たに登記記録を起こしたときは、登記所及び次の各号に掲げる会社等に係る登記簿の種類区分ごとに、登記記録を起こした順序に従って、当該登記記録に最大6桁の会社法人等番号を付するものとする。</p> <p>(1) 株式会社</p> <p>(2) 有限会社</p> <p>(3) 合名会社，合資会社及び外国会社</p> <p>(4) 商号，支配人，未成年者及び後見人</p> <p>(類似商号検索用ファイルの調製等)</p> <p>第8条 登記所には、磁気ディスクをもって調製する類似商号検索用ファイルを備える。</p> <p>2 類似商号検索用ファイルには、登記した商号(仮登記に係る商号を含む。)を記録しなければならない。この場合において、当該記録は、登記申請の調査の際に当該商号を片仮名(ローマ字その他の符号を用いた商号(以下「ローマ字商号」という。))のローマ字部分については、ローマ字)で入力したものを意味のある最小単位に分割して、記録するものとする。</p>

3 商号の新設又は変更（更正を含む。）に係る登記をしたときは、商号検索用ファイルに追加又は変更の記録をするものとする。

（申請書類つづり込み帳）

第13条 1, 2（略）

（削る）

3（略）

4（略）

第14条 1～3（略）

（削る）

4（略）

5（略）

（清算未了申出書等つづり込み帳）

第21条 清算未了申出書等つづり込み帳には、規則第81条第2項及び第3項の規定による申出に係る書面並びに同条第4項の規定による通知に係る書面をつづり込むものとする。

（印鑑届書等つづり込み帳）

第22条 印鑑届書等つづり込み帳には、規則第9条第1項、第5項、第7項、第9項及び第10項、第9条の4第1項及び第2項、第9条の5第3項並びに第9条の6第2項の規定により提出された書面をつづり込むものとする。

（登記事項証明書の記載事項）

第35条 現在事項証明書には、規則第30条第1項第1号に掲げる事項のほか、次の事項を記載するものとする。

（削る）

(1) 現に効力を有する商号及び本店の登記が更正登記によるものであるときは、当該更正登記によって更正された登記の原因及び登記年月日

(2) 現に効力を有する登記（商号及び本店の

3 商号の新設又は変更（更正を含む。）に係る登記をしたときは、類似商号検索用ファイルに追加又は変更の記録をするものとする。

（申請書類つづり込み帳）

第13条（同左）

3 商号の仮登記の申請書に添付された供託書の謄本及び他の申請書類は、別冊の申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

4（同左）

5（同左）

第14条（同左）

4 商号の仮登記の申請書に添付された供託書の謄本をつづり込んだ申請書類つづり込み帳の表紙には、供託書謄本つづり込み帳と記載しなければならない。

5（同左）

6（同左）

（清算未了申出書等つづり込み帳）

第21条 清算未了申出書等つづり込み帳には、規則第78条の2第2項及び第3項の規定による申出に係る書面並びに同条第4項の規定による通知に係る書面をつづり込むものとする。

（印鑑届書等つづり込み帳）

第22条 印鑑届書等つづり込み帳には、規則第9条第1項、第5項、第7項及び第9項、第9条の4第1項及び第2項、第9条の5第3項並びに第9条の6第2項の書面をつづり込むものとする。

（登記事項証明書の記載事項）

第35条 現在事項証明書には、規則第30条第1項第1号に掲げる事項ほか、次の事項を記載するものとする。

(1) 会社成立の年月日

(2) 現に効力を有する商号（商号の仮登記を含む。）及び本店の登記が更正登記によるものであるときは、当該更正登記によって更正された登記の原因及び登記年月日

(3) 現に効力を有する登記（商号（商号の仮

登記を除く。)が法第133条第2項の規定による更正登記(以下「職権更正登記」という。)によるものであるときは、当該職権更正登記によって更正された登記の原因及び登記年月日

(3) 現に効力を有する商号及び本店の登記の直前の登記が更正登記であるときは、当該更正登記によって更正された登記の原因及び登記年月日

(4) 法第33条の規定により会社の商号が抹消されているときは、抹消された商号及びその直前の商号

(5) 法第33条の規定により現に効力を有する会社の商号の直前の商号が抹消されているときは、抹消に係る登記

(6) 現に効力を有する会社の役員、会計監査人又は支配人の登記において、その住所、氏名又は支配人を置いた営業所が就任の登記(重任の登記を含む。)又は選任の登記の時ににおけるものと異なる場合(職権更正登記により異なる場合を除く。)には、その住所、氏名又は支配人を置いた営業所の変更登記(更正登記を含む。)の原因及び登記年月日

2～4(略)

(受付)

第40条 登記官は、登記の申請書の提出があったときは、直ちに、受付帳に受付年月日、受付番号、登記の種類及び申請人の氏名又は商号若しくは名称を記録しなければならない。

2～4(略)

(申請書及び添付書類の受領証)

第44条 登記の申請書及びその添付書類の受領証の交付の請求の場合には、これらの書類及び登録免許税額を表示した書面(法第49条第1項の規定による登記の申請にあっては、登記手数料額の表示を含む。)を提出させ、登記官が受付の年月日及び受付番号を記載して押印し、これを交付するものとする。

2(略)

登記を含む。)及び本店の登記を除く。)が法第108条第2項の規定による更正登記(以下「職権更正登記」という。)によるものであるときは、当該職権更正登記によって更正された登記の原因及び登記年月日

(4) 現に効力を有する商号(商号の仮登記を含む。)及び本店の登記の直前の登記が更正登記であるときは、当該更正登記によって更正された登記の原因及び登記年月日

(5) 商法(明治32年法律第48号)第31条の規定により会社の商号が抹消されているときは、抹消された商号及びその直前の商号

(6) 商法第31条の規定により現に効力を有する会社の商号の直前の商号が抹消されているときは、抹消に係る登記

(7) 現に効力を有する会社の役員又は支配人の登記において、その住所、氏名又は支配人を置いた営業所が就任の登記(重任の登記を含む。)又は選任の登記の時ににおけるものと異なる場合(職権更正登記により異なる場合を除く。)には、その住所、氏名又は支配人を置いた営業所の変更登記(更正登記を含む。)の原因及び登記年月日

(同左)

(受付)

第40条 登記官は、登記の申請書の提出があったときは、直ちに、受付帳に受付年月日、受付番号、登記の種類及び申請人の氏名又は商号を記録しなければならない。

(同左)

(申請書及び添付書類の受領証)

第44条 登記の申請書及びその添付書類の受領証の交付の請求の場合には、これらの書類及び登録免許税額を表示した書面(法第56条の2第1項の規定による登記の申請にあっては、登記手数料額の表示を含む。)を提出させ、登記官が受付の年月日及び受付番号を記載して押印し、これを交付するものとする。

(同左)

(印鑑の照合)

第46条(略)

2 前項の規定は、規則第9条第5項第3号、第5号及び第7号に定める保証書に押された印鑑について準用する。

(不正登記防止申出)

第49条 1～3(略)

(削る)

4(略)

5(略)

6 前項の場合には、不正登記防止申出書類つづり込み帳の目録(別記第28号様式)に、申出に係る登記の申請人となるべき者の氏名又は商号若しくは名称及び住所、申出人の氏名又は商号若しくは名称並びに申出の年月日を記載するものとする。

7(略)

8(略)

9(略)

## 第2節 却下及び取下げ

(申請の却下)

第53条 1～7(略)

8 第6項の規定は、法第52条第3項及びその準用規定により却下の通知を受けた場合について準用する。

(申請の取下げ)

第54条 1～6(略)

7 第5項の規定による還付は、第77条の再使用証明申出書の提出のない場合には、第76条の規定による通知をした後にするものとする。

8(略)

(削る)

(印鑑の照合)

第46条(同左)

2 前項の規定は、規則第9条第5項第2号及び第4号に定める保証書に押された印鑑について準用する。

(不正登記防止申出)

第49条(同左)

4 会社の登記について不正登記防止申出をする場合には、本店の所在地の登記所にする場合を除き、前項の書面のほか、会社の代表者事項証明書及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑証明書を添付するものとする。

5(同左)

6(同左)

7 前項の場合には、不正登記防止申出書類つづり込み帳の目録(別記第28号様式)に、申出に係る登記の申請人となるべき者の氏名又は名称及び住所、申出人の氏名又は名称並びに申出の年月日を記載するものとする。

8(同左)

9(同左)

10(同左)

## 第2節 却下及び取下げ

(申請の却下)

第53条(同左)

8 第6項の規定は、法第58条第3項及びその準用規定により却下の通知を受けた場合について準用する。

(申請の取下げ)

第54条(同左)

7 第5項の規定による還付は、第83条の再使用証明申出書の提出のない場合には、第82条の規定による通知をした後にするものとする。

(同左)

(商号の仮登記)

第58条 登記官は、商号の仮登記又は予定期間の伸長の登記の申請があったときは、申請書に添付された供託書の謄本につきその原本

(削る)

(削る)

#### 第5節 会社の登記

(本店移転の登記)

第58条 株式会社が本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合において、旧所在地における登記の申請書及び新所在地における登記の申請書が旧所在地を管轄する登記所に提出されたときは、登記官は、これらの申請書（オンライン登記申請にあっては、申請書情報の内容を表示した書面）について、法第21条の規定による記載をしなければならない。

- 2 登記官は、法第52条第2項の規定により申請書等を送付した場合には、受付帳にその旨及び年月日を記録しなければならない。この場合において、速達により送付したときは、その旨を付記しなければならない。
- 3 登記官は、法第52条第2項の規定により申請書等の送付を受けた場合には、その申請書（オンライン登記申請にあっては、申請書情報の内容を表示した書面）について、法第21条の規定による記載をしなければならない。

の呈示を求める等の方法により、謄本が原本と相違ないことを確認しなければならない。

- 2 登記官は、前項の規定による確認をしたときは、その謄本の欄外下部に、受付の年月日及び受付番号を記載するとともに押印しなければならない。
- 3 規則第57条の規定による付記は、「(仮登記)」と記録してする。

(商号の仮登記の抹消)

第59条 会社が予定期間内に本店移転の登記をしないため法第40条の規定によってする商号の仮登記の抹消は、予定期間の経過後、本店所在地を管轄する登記所から郵送に要する期間を経過した後でなければ、することができない。

(供託原因消滅の証明書等)

- 第60条 規則第58条第4項の規定による証明文は、「上記のとおり証明する。」とする。
- 2 規則第59条の規定による通知は、別記第32号様式による通知書をもってしなければならない。

#### 第5節 会社の登記

(本店移転の登記)

第61条 合名会社が本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合において、旧所在地における登記の申請書及び新所在地における登記の申請書が旧所在地を管轄する登記所に提出されたときは、登記官は、これらの申請書（オンライン登記申請にあっては、申請書情報の内容を表示した書面）について、法第21条の規定による記載をしなければならない。

- 2 登記官は、法第58条第2項の規定により申請書等を送付した場合には、受付帳にその旨及び年月日を記録しなければならない。この場合において、速達により送付したときは、その旨を付記しなければならない。
- 3 登記官は、法第58条第2項の規定により申請書等の送付を受けた場合には、その申請書（オンライン登記申請にあっては、申請書情報の内容を表示した書面）について、第21条の規定による記載をしなければならない。

い。

- 4 法第52条第3項の規定により通知をし、又は通知を受けた場合には、登記官は、受付帳にその旨及び年月日を記録しなければならない。
- 5 法第52条第3項の規定による通知は、別記第32号様式による通知書によってする。

(合併等の登記)

第59条 前条第1項から第3項までの規定は、法第82条第3項、第87条第2項又は第91条第2項に規定する登記の申請があった場合について準用する。

(本店移転等の登記)

第60条 株式会社が本店移転の登記をする場合又は支店設置の登記をする場合(設立の登記をする場合を含む。)には、当該登記所における登記の順序に従って支店番号を付さなければならない。

- 2 前項の規定は、株式会社の支店移転の登記により新たに登記記録を起こす場合について準用する。

(準用規定)

第61条 前3条の規定は、合名会社、合資会社及び合同会社について準用する。

第6節 登記の更正及び抹消

(更正の記録)

第62条 (略)

第63条 (略)

(更正の通知)

第64条 法第133条第1項の規定による通知は、別記第33号様式による通知書によってするものとする。

(職権による登記の更正の許可の手續)

第65条 法第133条第2項の規定による許可を得るための申出は、別記第34号様式又はこれに準ずる様式による申出書によってするものとする。

- 2 前項の申出についての許可又は不許可は、

い。

- 4 法第58条第3項の規定により通知をし、又は通知を受けた場合には、登記官は、受付帳にその旨及び年月日を記録しなければならない。
- 5 法第58条第3項の規定による通知は、別記第33号様式による通知書によってする。

(合併の登記)

第62条 前条第1項から第3項までの規定は、合名会社について合併による変更又は設立の登記及び合併による解散の登記の申請があった場合について準用する。

(支店設置の登記)

第63条 合名会社が支店設置の登記をする場合(設立の登記をする場合を含む。)には、当該登記所における登記の順序に従って支店番号を付さなければならない。

- 2 前項の規定は、合名会社の本店移転又は支店移転の登記により新たに登記記録を起こす場合について準用する。

(準用規定)

第64条 前3条の規定は、合資会社、株式会社及び有限会社について準用する。

第6節 登記の更正及び抹消

(更正の記録)

第65条 (同左)

第66条 (同左)

(更正の通知)

第67条 法第108条第1項の規定による通知は、別記第34号様式による通知書によってするものとする。

(職権による登記の更正の許可の手續)

第68条 法第108条第2項の規定による許可を得るための申出は、別記第35号様式又はこれに準ずる様式による申出書によってするものとする。

- 2 前項の申出についての許可又は不許可は、

別記第35号様式又はこれに準ずる様式による許可書又は不許可書によってするものとする。

- 3 登記官は、法第133条第2項の規定による登記の更正の許可書が到達したときは、受付帳に所要の事項を記録するほか、許可書に受付の年月日及び受付番号を記載するものとする。

(抹消の記録)

第66条 第62条本文及び第63条の規定は、登記の抹消の記録について準用する。

- 2 法第137条又は法第138条第3項の規定によって登記の抹消をする場合における規則第100条第2項の規定による記録は、「職権抹消」とする。

(職権抹消の手続)

第67条 登記官は、法第135条第1項に規定する事由を発見したときは、別記第36号様式による職権抹消調書を作成するものとする。

- 2 法第135条第1項の通知は、別記第37号様式による通知書によってするものとする。この場合には、登記官を監督する法務局又は地方法務局長にその通知書の写しを送付するものとする。

- 3 法第135条第2項の公告の公告文は、別記第38号様式による。

- 4 登記官は、法第136条の規定により異議につき決定をする場合には、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に内議するものとし、異議を却下する決定は別記第39号様式による決定書により、異議に理由があるとする決定は別記第40号様式による決定書によりするものとする。

5, 6 (略)

- 7 法第138条第2項の規定による通知は、別記第41号様式による通知書に抹消に係る登記の登記事項証明書を添付してするものとする。

- 8 第65条第3項の規定は、支店の所在地の登記所の登記官が前項の通知を受けた場合について準用する。

別記第36号様式又はこれに準ずる様式による許可書又は不許可書によってするものとする。

- 3 登記官は、法第108条第2項の規定による登記の更正の許可書が到達したときは、受付帳に所要の事項を記録するほか、許可書に受付の年月日及び受付番号を記載するものとする。

(抹消の記録)

第69条 第65条本文及び第66条の規定は、登記の抹消の記録について準用する。

- 2 法第112条又は法第113条第3項の規定によって登記の抹消をする場合における規則第100条第2項の規定による記録は、「職権抹消」とする。

(職権抹消の手続)

第70条 登記官は、法第110条第1項に規定する事由を発見したときは、別記第37号様式による職権抹消調書を作成するものとする。

- 2 法第110条第1項の通知は、別記第38号様式による通知書によってするものとする。この場合には、登記官を監督する法務局又は地方法務局長にその通知書の写しを送付するものとする。

- 3 法第110条第2項の公告の公告文は、別記第39号様式による。

- 4 登記官は、法第111条の規定により異議につき決定をする場合には、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に内議するものとし、異議を却下する決定は別記第40号様式による決定書により、異議に理由があるとする決定は別記第41号様式による決定書によりするものとする。

5, 6 (同左)

- 7 法第113条第2項の規定による通知は、別記第42号様式による通知書に抹消に係る登記の登記事項証明書を添付してするものとする。

- 8 第68条第3項の規定は、支店の所在地の登記所の登記官が前項の通知を受けた場合について準用する。

(商号の登記の抹消の手続)

第68条 前条第1項から第6項までの規定は、法第33条の規定による商号の登記の抹消の申請があった場合について準用する。

(削る)

第6章 オンライン登記申請等  
(オンライン登記申請等)

第69条 (略)

第7章 審査請求  
(審査請求の受理)

第70条 登記官は、法第143条による審査請求について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第9条第1項の規定に基づく審査請求書を受け取ったときは、登記事務日記帳に所要の事項を記載し、当該審査請求書にその年月日及び日記番号を記載するものとする。

(相当の処分)

第71条 登記官は、法第144条の規定により相当の処分をしようとする場合には、事案の簡単なものを除き、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に内議するものとする。この場合には、審査請求書の写しのほか、審査請求に係る登記申請却下の決定書の写し、登記事項証明書、申請書の写しその他相当の処分の可否を審査するのに必要な関係書類を併せて送付するものとする。

2 第73条第1項の規定は、登記官を監督する法務局又は地方法務局の長が前項の内議につき指示しようとする場合について準用する。

3 登記官は、法第144条の規定により相当の処分をしたときは、別記第42号様式により、審査請求人に当該処分の内容を通知しなければならない。

4 (略)

5 前項の場合には、登記官は、別記第43号様式による報告書により、当該処分の内容を当該登記官を監督する法務局又は地方法務局

(商号の登記の抹消の手続)

第71条 前条第1項から第6項までの規定は、法第33条(法第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による商号の登記又は仮登記の抹消の申請があった場合について準用する。

第72条から第74条まで 削除

第6章 オンライン登記申請等  
(オンライン登記申請等)

第75条 (同左)

第7章 審査請求  
(審査請求の受理)

第76条 登記官は、法第115条による審査請求について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第9条第1項の規定に基づく審査請求書を受け取ったときは、登記事務日記帳に所要の事項を記載し、当該審査請求書にその年月日及び日記番号を記載するものとする。

(相当の処分)

第77条 登記官は、法第116条の規定により相当の処分をしようとする場合には、事案の簡単なものを除き、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に内議するものとする。この場合には、審査請求書の写しのほか、審査請求に係る登記申請却下の決定書の写し、登記事項証明書、申請書の写しその他相当の処分の可否を審査するのに必要な関係書類を併せて送付するものとする。

2 第79条第1項の規定は、登記官を監督する法務局又は地方法務局の長が前項の内議につき指示しようとする場合について準用する。

3 登記官は、法第116条の規定により相当の処分をしたときは、別記第44号様式により、審査請求人に当該処分の内容を通知しなければならない。

4 (同左)

5 前項の場合には、登記官は、別記第45号様式による報告書により、当該処分の内容を当該登記官を監督する法務局又は地方法務局

の長に報告するものとする。

(審査請求事件の送付)

第72条 法第145条の規定により審査請求事件を送付するには、別記第44号様式による送付書に意見を付してするものとする。

2, 3 (略)

(審査請求についての裁決)

第73条 (略)

2 裁決書は、別記第45号様式によるものとする。

3 (略)

第74条 (略)

## 第8章 登録免許税

(納付不足額の通知)

第75条 登録免許税法第28条第1項の通知は、別記第46号様式による納付不足額通知書及びその写しを作成してするものとする。

2 前項の通知をした場合には、申請書(オンライン登記申請の場合における第44条第2項の書面を含む。以下この章において同じ。)の領収証書又は印紙をはり付けた用紙に別記第47号様式による印版を押印して、登記官が押印しなければならない。

(還付通知)

第76条 登録免許税法第31条第1項の通知は、別記第48号様式又はこれに準ずる様式による還付通知書及びその写しを作成してするものとする。ただし、同条第3項の規定により再使用することができる証明をしたときは、この限りでない。

2 前項の通知をした場合には、申請書の領収証書若しくは印紙をはり付けた用紙又は取下書に別記第49号様式による印版を押印して、登記官が押印しなければならない。

3 登録免許税法第31条第2項の請求により同条第1項の通知をした場合には、登録免許税法施行令第20条第2項に規定する還付通知請求書の余白に別記第49号様式の印版を押印して、登記官が押印するものとする。

の長に報告するものとする。

(審査請求事件の送付)

第78条 法第117条の規定により審査請求事件を送付するには、別記第46号様式による送付書に意見を付してするものとする。

2, 3 (同左)

(審査請求についての裁決)

第79条 (同左)

2 裁決書は、別記第47号様式によるものとする。

3 (同左)

第80条 (同左)

## 第8章 登録免許税

(納付不足額の通知)

第81条 登録免許税法第28条第1項の通知は、別記第48号様式による納付不足額通知書及びその写しを作成してするものとする。

2 前項の通知をした場合には、申請書(オンライン登記申請の場合における第44条第2項の書面を含む。以下この章において同じ。)の領収証書又は印紙をはり付けた用紙に別記第49号様式による印版を押印して、登記官が押印しなければならない。

(還付通知)

第82条 登録免許税法第31条第1項の通知は、別記第50号様式又はこれに準ずる様式による還付通知書及びその写しを作成してするものとする。ただし、同条第3項の規定により再使用することができる証明をしたときは、この限りでない。

2 前項の通知をした場合には、申請書の領収証書若しくは印紙をはり付けた用紙又は取下書に別記第51号様式による印版を押印して、登記官が押印しなければならない。

3 登録免許税法第31条第2項の請求により同条第1項の通知をした場合には、登録免許税法施行令第20条第2項に規定する還付通知請求書の余白に別記第51号様式の印版を押印して、登記官が押印するものとする。

(再使用証明)

第77条 登録免許税法第31条第3項の証明を受けようとする者は、別記第50号様式による再使用証明申出書に所要の事項を記載して申出をするものとする。

2 登記官又は主任者は、前項の申出があった場合には、申請書の領収証書又は印紙をはり付けた用紙の余白に、再使用することができる領収証書の金額又は印紙の金額を記載して、その箇所に別記第51号様式による印版を押印し、証明の年月日及び証明番号を記載して押印するものとする。

3 (略)

(再使用証明後の還付手続)

第78条 (略)

2 第76条第2項及び第3項の規定は、前項の申出に基づく登録免許税法第31条第1項の通知をした場合について準用する。

(再使用証明領収証書等の使用)

第79条 登記官は、再使用証明をした領収証書又は印紙を使用して登記の申請があった場合には、第77条第2項の規定により記載した証明番号の下に「使用済」と朱書して、押印しなければならない。

2 (略)

## 第9章 雑則

(書類の契印)

第80条 登記官は、その作成に係る書面(登記事項証明書を除く。)が数枚にわたる場合には、各用紙のつづり目に職印又は別記第52号様式による印版で契印をするものとする。

2 (略)

(過料事件の通知)

第81条 登記官は、その職務上過料に処せられるべき者があることを知ったときは、遅滞なく、別記第53号様式による通知書に登記事項証明書を添えて、その事件の管轄地方裁判所に通知しなければならない。

2, 3 (略)

(再使用証明)

第83条 登録免許税法第31条第3項の証明を受けようとする者は、別記第52号様式による再使用証明申出書に所要の事項を記載して申出をするものとする。

2 登記官又は主任者は、前項の申出があった場合には、申請書の領収証書又は印紙をはり付けた用紙の余白に、再使用することができる領収証書の金額又は印紙の金額を記載して、その箇所に別記第53号様式による印版を押印し、証明の年月日及び証明番号を記載して押印するものとする。

3 (同左)

(再使用証明後の還付手続)

第84条 (同左)

2 第82条第2項及び第3項の規定は、前項の申出に基づく登録免許税法第31条第1項の通知をした場合について準用する。

(再使用証明領収証書等の使用)

第85条 登記官は、再使用証明をした領収証書又は印紙を使用して登記の申請があった場合には、第83条第2項の規定により記載した証明番号の下に「使用済」と朱書して、押印しなければならない。

2 (同左)

## 第9章 雑則

(書類の契印)

第86条 登記官は、その作成に係る書面(登記事項証明書を除く。)が数枚にわたる場合には、各用紙のつづり目に職印又は別記第54号様式による印版で契印をするものとする。

2 (同左)

(過料事件の通知)

第87条 登記官は、その職務上過料に処せられるべき者があることを知ったときは、遅滞なく、別記第55号様式による通知書に登記事項証明書を添えて、その事件の管轄地方裁判所に通知しなければならない。

2, 3 (同左)

(準用)  
第 8 2 条 (略)

(準用)  
第 8 8 条 (同左)